

保護者の皆様

明道小学校長 後藤世志哉

□■□■ 5月8日からの学校の感染症対策について □■□■

新型コロナウイルス感染症が、**感染法上、インフルエンザと同じ「5類」に移行**されます。今後は、「学校教育の継続を前提とした上で、**感染拡大を防止する**」ことが必要となります。コロナウイルスが消滅したわけではありませんので、今後も「健康観察、ディスタンス、換気確保、手洗い・消毒等の手指衛生等の指導を継続しつつ、流行が拡大した場合、必要に応じて、感染対策の強化（マスク着用等）を促すなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、各種行事の教育活動を継続し、児童の学びを保障していきます。子どもの学習と健康を守るために、皆様のご理解をお願いします。

記

1 健康観察

google フォームによる、毎朝の健康観察の「報告」は停止しますが、各御家庭では、子どもさんの健康観察を、ていねいに行い、子どもさんの健康状態を、確認してください。

2 発熱等の症状がある場合

「登校前」に発熱等の症状がある場合、無理をせず、自宅で休養し、登校を控え、病院を受診してください。

「登校後」に発熱等の症状が見られる場合は、お迎えをお願いします。その際は、病院の受診・自宅での休養をお願いします。

3 マスクの着用

マスクの着用は自由です。ご家庭の判断で着用を推奨される場合は、着用しても構いません。

4 感染拡大時

学校において、感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離、対面、大声での発声や会話を控える」「ディスタンスの確保」「マスク着用を促す」等の措置を取ることがあります。（緊急対応用のマスクをビニルに入れて、ランドセルに入れておいてください。）

5 給食時の対応

給食においては、手洗い・手指消毒の徹底、換気を確保し、机を向かい合わせにしない、飛沫を飛ばさないように注意することとします。（本校のコロナ前からの給食ルールとして、当番移動・配膳時は「全員無言」、会食時は「静かに食べる」、放送中は「無言」、終了後は、自席で「静かに過ごす」という、昔ルールを取り戻すこととなります。）

6 感染判明時

児童の感染が判明した場合、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは、「出席停止」となります。

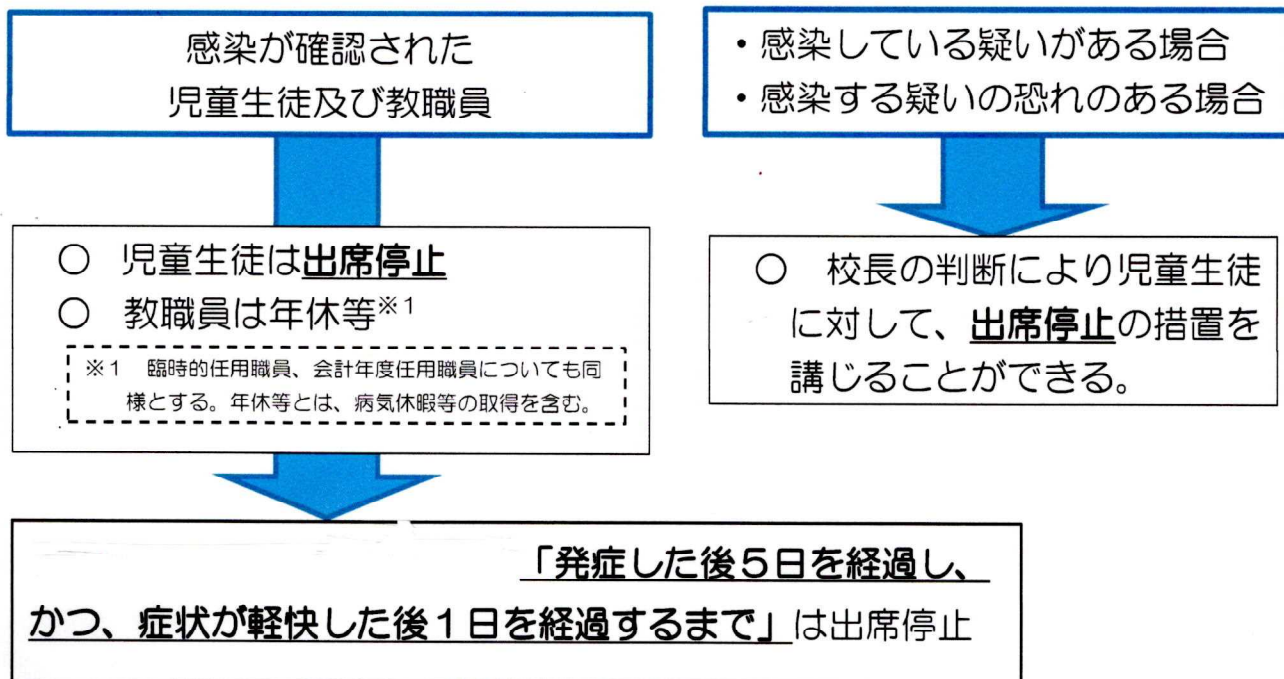
7 感染している疑いがある場合・感染する恐れのある場合

電話にて、相談ください。校長の判断により、出席停止とすることが可能です。

8 濃厚接触について

濃厚接触の特定は行われません。御家族が感染されても、児童の体調に変化がなければ登校可能です。

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応（フロー図）



感染拡大の恐れがある場合
校長が学校医と相談の上、市教委と協議（臨時休業の要否・規模等）

陽性者が多く確認され、今後も感染拡大する可能性が高いと判断した場合

左以外の場合、感染拡大防止を徹底しながら、**教育活動を継続**

- 学校の一部の臨時休業（**学級閉鎖・学年閉鎖等**）
- 学校全体の臨時休業

- 発熱等の症状がある場合は無理をせず、自宅で休養もしくは、病院受診をお願いします。
- 本人及び同居家族に基礎疾患があり、感染が不安で休ませたい場合については、学校に御相談ください。
- 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。

※ 全ての対応にあたっては、児童生徒の人権に十分配慮する。

（学校名・学年等は公表しない。）